

実績評価書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
------------------	---------------------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	5	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策目標	5-2	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
個別目標1		戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと
		(主な事務事業) ・遺骨収集関連事業 ・戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業
個別目標2		旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと
		(主な事務事業) ・慰霊巡拝等の事業 ・慰霊碑の維持管理等
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。		
2 根拠法令等 ○米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件(昭和27年10月23日閣議了解)等		
主管部局・課室	社会・援護局援護企画課外事室	
関係部局・課室	-	

2. 現状分析

戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。また、硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑については、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

一方で、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 遺骨収集等事業の実施数(単位:回) (-)	32 【-】	35 【-】	27 【-】	26 【-】	27 【-】
2 慰霊巡拝の実施数(単位:回) (-)	12 【-】	13 【-】	13 【-】	10 【-】	12 【-】
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。					
施策目標の評価 【有効性の観点】 慰霊巡拝事業については、戦没者遺族からの要望の多い旧主戦場地域やシベリア等を巡拝するとともに、巡拝への参加に必要な医師の診断書の提出を参加決定後にするなど遺族が参加しやすい仕組みの整備に努めており、戦没者遺族に対する慰藉をするために、有効であるといえる。					
【効率性の観点】 遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集に基づき計画的に実施しており、効率的に行っているといえる。					
【総合的評価】 戦没者の遺骨収集や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、戦没者遺族の慰藉という目標の達成に向けて進展があった。 平成19年度においては、慰霊巡拝については全12回、遺骨収集等事業についても遺族等の関係者とともに全27回実施し、全ての巡拝を滞りなく実施することができ、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。					

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	遺骨収集等事業の実施数(単位:回) (-) ※ 施策目標に係る指標1と同じ。	32 【-】	35 【-】	27 【-】	26 【-】	27 【-】
2	DNA鑑定の実施(判明、否定)数(単位:回) (-)	判明 0 否定 8 【-】	判明 47 否定 24 【-】	判明 157 否定 36 【-】	判明 168 否定 245 【-】	判明 149 否定 187 【-】
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
平成19年度においては、遺骨収集等事業を27回行った。遺骨収集事業は、戦没者遺族の希望や、南方戦域において実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集に基づき計画しており、これらの事業を滞りなく実施したことで、戦没者遺族の慰藉にむけ進展があったものといえる。 また、国費によるDNA鑑定については、効率的に実施するため、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者の資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対し実施している。平成19年度においては、DNA鑑定により149柱の身元が判明するなど、着実に実施している。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 遺骨収集関連事業						
平成19年度 : 240百万円(補助割合:[国10/10])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(民間団体等)						
概要 : 旧ソ連地域、モンゴル地域、南方地域等海外等(硫黄島及び沖縄を含む。)における戦没者遺骨を収集し、本邦への送還を実施する。また、戦後60年以上が経過し、遺骨情報が減少するなど、特に南方地域において遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、集中的な情報収集を実施する。						
事務事業名 : 戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業						
平成19年度 : 72百万円						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 戦没者遺骨のDNA鑑定を、遺骨から有効なDNAを抽出することができること、埋葬者資料が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して実施する。						

個別目標 2						
旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	慰霊巡拝の実施数(単位:回) (一) ※ 施策目標に係る指標 2 と同じ。	12	13	13	10	12
2	慰霊友好親善事業の実施数(単位:回) (一)	10	10	13	19	19
3	慰霊碑の維持管理等実施数(単位:回) (一)	20	19	18	16	21
(調査名・資料出所、備考) 指標 1～3 は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。						
個別目標 2 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>慰霊巡拝事業については、平成 19 年度は 12 回実施した。平成 15 年度より慰霊巡拝への参加に必要な医師の診断書の提出を参加決定後としたほか、旧ソ連地域については、埋葬場所が特定されていない戦没者の遺族の参加も広く求める等、遺族が参加しやすいよう改善を図っており、より多くの戦没者遺族を慰藉するために有効である。</p> <p>また、慰霊碑の維持管理等について、大規模慰霊碑については慰霊碑又は付帯設備の経年劣化が前年度の調査で確認できた「樺太・千島戦没者慰霊碑」の補修工事を行う等、平成 19 年度においては 21 回実施した。また、小規模慰霊碑についてはそれぞれの建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結して維持管理に努めることとしており、適切に慰霊碑の維持管理を行っている。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 慰霊巡拝等の事業						
平成19年度 : 409百万円(補助割合:[国1/3])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(民間団体等)						
概要 : 旧主要戦域等において戦没者を慰霊するため、遺族を主体とした慰霊巡拝を実施する。 また、戦没者遺児が、旧主要戦域における人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し、相手国の理解を深めることにより、今後の慰霊事業の円滑な推進を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行うことを趣旨とした慰霊友好親善事業を実施する。						
事務事業名 : 慰霊碑の維持管理等						
平成19年度 : 81百万円(補助割合:[国10/10])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(民間団体等)						
概要 : 硫黄島と海外14カ所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託する。						

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 -% 指標2 目標達成率 -% (目標達成率を算定できない場合、その理由) ・一柱でも多くの遺骨を日本にお迎えすることが国家の責務であること ・先の大戦の戦没者に慰藉の念を示すとともに、御遺族の想いに応えるため、出来る限り多くの戦没者の御遺族が参加できるようにすることが国家の責務であることから、一定の達成水準を設定することになじまない。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 (iii) 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 戦後60年以上が経過し、遺骨情報が減少したことにより、特に南方地域において、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から概ね3年間をかけて、海外未送還遺骨の集中的な情報収集を、民間団体に委託して実施しているところであるが、事業の成果について分析した結果、民間団体に対する徹底した指導、助言を行いつつ、現地調査員の恒常的な雇用及び現地政府機関等に対する協力を依頼する等、国の協力体制を構築する必要があるとの結論が得られたことから、新たに定員要求することとしたものである。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由)

2. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。 ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。 ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。 ④会計検査院による指摘 なし。 ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 戦没者遺族の身元特定のため実施しているDNA鑑定について、鑑定機関の分析結果を個別に検討し、申請者と特定の遺骨との血縁関係の存否を総合的に判断するため鑑定人会議を設け、学識経験者を委員に任命している。
--

3. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。
